

## リックカード会員規約

### 第1条（リックカード会員）

リックカードは、全日産・一般業種労働組合連合会（以下「日産労連」という）が組合員のためライフサポート活動を実施するにあたっての会員証として発行するもので、リックカードが発行された者を「リックカード会員」とします。

### 第2条（カードの発行）

リックカードは、組合員（含パートナー組合員）およびエルダークラブ会員については原則として全員に発行するものとし、職制による非組合員および制度上の非組合員については希望した者に発行するものとします。

### 第3条（退会）

リックカード会員が日産労連に加盟している組合の属する企業を退職、または組合を脱退しリックカード会員でなくなった場合にはリックカードを返却するものとします。ただし、定年退職しエルダークラブ会員となった場合は、リックカード会員を継続するものとします。

### 第4条（諸変更）

届出事項の諸変更に伴うリックカード届出書の提出は、原則として組合組織を通じて行うものとします。

以上